

原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策
対応マニュアル（案）

令和 3 年 3 月
島根県

目 次

はじめに	3
1. 防護措置における全般的な対応	4
2. 一時集結所における対応	6
3. バス避難における対応	7
4. 安定ヨウ素剤の緊急配布における対応	9
5. 避難退域時検査及び簡易除染場所における対応	10
6. 感染症検査における対応	11
7. 屋内退避時における対応	13
8. 避難先における対応	14

はじめに

新型コロナウイルス感染症流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先に対応することが求められる。

そのため、国（内閣府（原子力防災担当））においては、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方」（令和2年6月2日）のほか、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」（令和2年11月）が示されたところである。

これらを踏まえ、島根県（以下「県」）や関係4市（松江市、出雲市、安来市、雲南市）等の防災関係機関において、原子力災害時に住民等への対応を行う際に留意すべき感染症対策について、広域避難の対応場面ごとにとりまとめた「原子力災害時における感染症対策マニュアル」を作成した。

なお、本マニュアルは新型コロナウイルス感染症に対する対応について記載するものであるが、新型コロナウイルス感染症のような他の感染症に対しても可能な範囲で本マニュアルを準用して対応することとする。

今後の感染症の状況や感染症対策の新たな知見等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の検査の実施の有無も含め、マニュアルの見直しを毎年度行うこととする。

1. 防護措置における全般的な対応

(1) 住民等の感染症対策【参考1】

- ① 避難等においては、マスクの着用や手指消毒、一定の距離を保つ等、平常時と同様の感染症対策を実施するよう住民等に周知を行うこと。
- ② 避難等の過程や避難先での感染拡大を防止するため、避難等の前に検温等の健康確認（以下「健康確認」という。）を実施するほか、避難等の過程においても健康確認等を行う。
- ③ 健康確認の結果等により、「新型コロナウイルス感染症の患者」（以下「患者」という。）、「濃厚接触者」、「発熱・咳等のある者」、「それ以外の者」に区分し、それぞれに応じた対応を行う。
- ④ 原子力災害が発生した時点でPCR検査等の検査結果が判明していない者については、健康確認の際に状況確認を行い、状況に応じて上記③の区分に応じた対応を行うこと。

(2) 防災業務関係者の感染症対策

- ① 防災業務関係者自身の健康管理に十分配慮すること。
- ② 防災業務関係者は、マスクや眼の防護具等の個人用防護具【参考2】の装着や、手指消毒を徹底するなど、感染症対策に十分配慮すること。
- ③ 特に、接触感染のリスクを回避することが重要であることから、介添え時等において、感染リスクのある場所を触った場合等には、手袋を消毒、交換するなどの対策を行うこと。
- ④ 不特定多数の者が触れる箇所や共用品は、定期的に消毒を行うこと。

(3) 「発熱・咳等のある者」への対応

- ① 健康確認等により「発熱・咳等のある者」に該当する住民等に対しては、避難先での感染拡大を防止するため、避難等の過程で、新型コロナウイルス感染症の検査（以下「感染症検査」という。）を行う。
- ② 『感染症検査の結果、「陰性」であり、かつ「濃厚接触者」に該当しない者』（以下「避難先へ向かう「発熱・咳等のある者」」という。）については、体調に十分留意した上で、避難先へ避難等を行う。ただし、体調等により避難を継続することが困難な場合は、受入可能な最寄りの医療機関等での受入れを調整するなど、柔軟な対応を行う。

(4) 「濃厚接触者」※1への対応

- ① 「濃厚接触者」に該当する住民等は、原子力災害が発生した際に、災害が発生した時点や避難等の過程でも、平常時と同様、可能な限り人との接触を控える必要がある。
- ② そのため、「濃厚接触者」は、健康観察が必要な期間については避難先へ避難等を行わず、県が確保した県内の施設に一時滞在を行うものとする。なお、健康観察期間経過後は、避難先へ避難等を行う。

(5) 「患者」への対応

- ① 「患者」が入院・療養する医療機関・自宅等が所在する地区に避難等の指示が出された場合、通常の入院患者の避難と同様、県災害対策本部において、避難先医療機関等の調整を行うものとする。
- ② 避難先の調整に当たっては、県内の医療機関等を優先的に調整することとするが、県内で対応が難しい場合は、県外（岡山県、広島県、山口県）の医療機関等での受入れを調整する。（※2）
- ③ 避難等の過程で実施する感染症検査によって、「患者」と診断された者についても、同様の調整を行うこととする。
- ④ 避難先医療機関等での入院・療養の必要がなくなった者については、避難先へ避難等を行う。

※1 「濃厚接触者」として扱う者は次のとおり。

- ・原子力災害が発生した時点で、保健所から濃厚接触者に該当すると判断されている者
- ・原子力災害が発生した時点で、検疫所から自宅等で待機を求められている者
- ・避難等の過程において実施する感染症検査の結果、保健所等から濃厚接触者に該当すると判断された者

※2 中国5県で協定締結「新型コロナウイルス感染症に係る広域支援に関する協定」
(令和2年4月20日)

2. 一時集結所における対応

バス避難等を行う住民等の集合場所である一時集結所における感染症対策については、令和2年度島根県原子力防災訓練において実施した検討を踏まえ、住民等が集合してからバス乗車するまでの間に留意すべき点について、以下に記載する。

(1) 受付での対応

- ① できるだけ間隔を確保できる広い場所や、風通しの良い場所に受付を設置するよう努めること。
- ② マスク着用確認、手指消毒及び健康確認を行うこと。
(マスク未所持の住民等に対してはマスクを配布。)
- ③ 健康確認後、「発熱・咳等のある者」と「それ以外の者」の対応を分けること。
- ④ 全面緊急事態以降は、受付を施設内に移動するなど、放射性物質の放出に備えること。

(2) 健康確認の対応

受付で実施する健康確認【参考3】については、次の手順を参考に行う。

- ① 咳があるか等の自覚症状等を、自己申告用紙等を用いて確認。
- ② 非接触型体温計等を用いて検温を行う。
- ③ 発熱がある者は、接触型体温計にて再度検温を行う。
- ④ 上記の結果を踏まえ、症状や発熱が確認された者は「発熱・咳等のある者」、症状がない者は「それ以外の者」として、以降の対応を行う。

(3) 施設内での対応

施設内に一時的に滞在する必要がある場合は、次の点に留意すること。

- ① 健康確認の結果を踏まえ、「発熱・咳等のある者」、「それ以外の者」を可能な限り分け、できるだけ間隔を確保すること。
- ② 全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。
ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。

3. バス避難における対応

バスにおける感染症対策については、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第4版)」(令和2年7月21日 公益社団法人日本バス協会)や「貸切バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第2版)」(令和2年7月21日 貸切バス旅行連絡会)を踏まえ、以下に記載する。

なお、バス以外の輸送手段についても、可能な範囲でバスに準じた対応を行うこととする。

(1) 乗務員の感染防止対策

- ① 乗務員と住民等との距離を可能な限り離すこと。
- ② 個人用防護具(マスク、眼の防護具、手袋、防護服)を着用すること。

(2) バス乗車時の対応

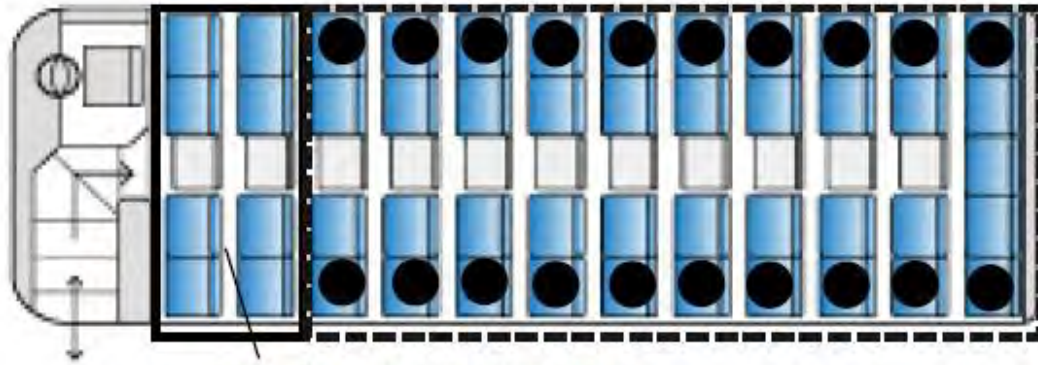
- ① 一時集結所において分離した「発熱・咳等のある者」、「それ以外の者」は、それぞれ車両を分けることとし、混在して乗車しないようにすること。
- ② 住民等のマスク着用と手指消毒の実施を確認すること。
- ③ 密接にならないよう、座席間隔を空けること。(次項レイアウト図参照)
- ④ 「発熱・咳等のある者」を輸送する場合には、座席を1列以上空けるなどにより人と人との距離を十分確保し、また、ビニールシート等で区切るなど感染予防に努めること。(次項レイアウト図参照)
- ⑤ 家族など普段から行動を同一にする者がまとまって着座できるよう、可能な限り配慮すること。

(3) バス車内の対応

- ① 無用な会話や密を避けられない場所での飲食をできるだけ控えるよう周知すること。
- ② 車内の換気については、次のとおり努めることとする。
 - ・施設敷地緊急事態：感染症対策の観点から、換気を行う。
 - ・全面緊急事態以降：放射性物質による被ばくを避ける観点から、原子力発電所から概ね30km圏内は、原則窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。
ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。

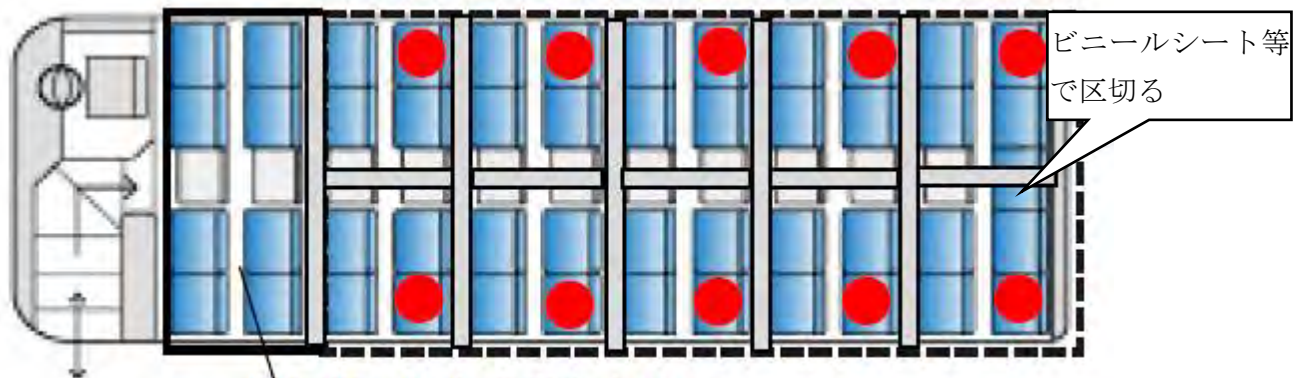
バス座席レイアウト図

《 症状のない「それ以外の者」が乗車する場合 》



運転席の後方座席を空ける。

《 「発熱・咳等のある者」が乗車する場合 》



運転席の後方座席を空ける。

凡例

●：それ以外の者

●：発熱・咳等のある者

4. 安定ヨウ素剤の緊急配布における対応

安定ヨウ素剤の配布は一時集結所で行うため、基本的な対応は「2. 一時集結所における対応」を原則とする。

(1) 住民等への説明や配布など、住民等と接触する職員の感染防止対策

- ① 個人用防護具（マスク、眼の防護具、手袋、防護服）を着用する。
- ② 住民との接触機会を減らすため、安定ヨウ素剤を配布する防災業務関係者を可能な限り限定する。
- ③ 配布時の対応については、住民等との接触を最小限にするため、迅速に行う。

(2) 安定ヨウ素剤配布時の対応

- ① 住民等に対し、十分な間隔を保ち整列するよう誘導するなど住民等が一箇所に滞留しないように努める。
- ② 自家用車で避難する住民等が安定ヨウ素剤を受け取りに来た場合は、自家用車から降車せずに配布することが可能なドライブスルー方式を採用するなど住民等との接触を可能な限り減らす。
- ③ 安定ヨウ素剤持参の有無を確認する。
- ④ 未持参者については、安定ヨウ素剤の服用に係る注意事項等が記載された説明用紙と問診票を配布し、ポイントを絞って簡潔に説明を行い、問診票に記入してもらおう。
- ⑤ 記入された問診票は、速やかに回収し、内容を確認する。
- ⑥ 未持参者については、安定ヨウ素剤を配布する。

5. 避難退域時検査及び簡易除染場所における対応

避難退域時検査会場（以下「会場」という。）における住民検査及び簡易除染（以下「検査等」という。）で留意すべき点について、以下に記載する。

(1) 検査等での対応

- ① 屋内を使用する会場については、バックグラウンド値等に配慮しつつ、換気を行う。
- ② 住民等が検査等の順番を待つ待合スペース等では、できるだけ間隔を確保するよう努めること。また、住民等のマスクの着用を確認の上、未所持者にはマスクを配布すること。
- ③ 検査等に当たっては、「濃厚接触者」、「発熱・咳等のある者」、「それ以外の者」の降車する順番を調整しタイミングをずらす、検査レーンを分けるなど、できる限り分離して対応すること。

6. 感染症検査における対応

一時集結所等の健康確認や自家用車避難者の申告の結果「発熱・咳等のある者」に対する感染症検査については、以下のとおり行う。

(1) 感染症検査の対応

避難先での感染拡大防止の観点から、感染症検査を行う。

感染症検査に当たっては、滞留を避けるため、迅速に検査結果の判定が行えるよう次の方法等により行う。

① 感染症検査対象

一時集結所等の健康確認や自家用車避難者の申告の結果により「発熱・咳等のある者」に該当した全ての者

② 感染症検査場所

- ・ 5 km 圏(P A Z)避難 : 避難経由所
- ・ 5～30km 圏(U P Z)避難 : 避難退域時検査終了後、避難退域時検査場所とは区別した場所

③ 感染症検査方法

簡易キットによる抗原定性検査

④ 感染症検査体制

感染症検査チームとして、原則次の者を配置し感染症検査を行う。

- ・ 医師 1名
- ・ 補助者 1名

⑤ 感染症検査の結果に応じた対応

ア. 陽性者

- ・ 感染症法に基づく入院勧告を行い、県災害対策本部にて調整を行った医療機関等で入院・療養する。
- ・ 「患者」と診断された避難者が自家用車による移動が困難な場合は、公用車等にて、医療機関等へ搬送を行う。

イ. 陰性者

- ・ 「陰性者」のうち、避難車両の同乗者が「患者」と診断されたこと等の理由により、保健所等から「濃厚接触者」に該当すると判断された者については、健康観察が必要な期間は、県が確保した県内の施設で一時滞在を行う。

- 「陰性者」のうち「濃厚接触者」に該当しない者については、避難先へ避難を行う。
- 避難経由所での避難所の振り分けを円滑に行うため、避難先へ向かう「発熱・咳等のある者」についての情報（人数・症状等）を、可能な限り避難先の県（岡山県・広島県）にも情報共有するよう努める。

7. 屋内退避時における対応

(1) 放射線防護対策施設での対応

全面緊急事態に至った後は、扉や窓の開放等による換気は行わず、放射線防護設備（陽圧化装置）を起動するなど、放射性物質の放出に備えること。

(2) 5～30km圏（UPZ）内の自宅や親戚宅での対応

放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。

(3) 5～30km圏（UPZ）内の医療機関や社会福祉施設等での対応

放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。

ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。

(4) 5～30km圏（UPZ）内の指定避難所での対応

自然災害等により自宅等での屋内退避が困難な場合は指定避難所で屋内退避をすることとなる。この場合にも、密集を避けるとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。

ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。

8. 避難先における対応

避難先での避難経由所および避難所（広域福祉避難所含む。）における対応について、留意すべき点を以下に記載する。

なお、避難所における対応については、自然災害での対応と共通する部分が多いことから、内閣府（防災担当）等の各種通知（※3）も踏まえて対応すること。

(1) 避難経由所での対応

① 5 km 圏（PAZ）の避難時の対応（大田市・奥出雲町）【参考4】

- ・ 自家用車による避難者に対して健康確認を実施し、「発熱・咳等のある者」、「それ以外の者」に分けること。
（バスによる避難者は一時集結所において健康確認済み。）
- ・ 一時集結所または避難経由所における健康確認の結果、「発熱・咳等のある者」に対して、感染症検査を行う。
- ・ 健康確認の対応は、『2. 一時集結所における対応』に準じて、感染症検査の対応は、『6. 感染症検査における対応』により、県で確保した要員で行う。
- ・ 避難先へ向かう「発熱・咳等のある者」については、各避難所の体調不良者専用スペース等の収容状況に留意し、避難所を振り分けること。また、必要に応じて、医療機関の紹介を行うこと。

② 5～30km 圏（UPZ）の避難時の対応

- ・ 避難先へ向かう「発熱・咳等のある者」については、各避難所の体調不良者専用スペース等の収容状況に留意し、避難所を振り分けること。また、必要に応じて、医療機関の紹介を行うこと。

※3 ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ～自治体向け～ 第2版」（令和2年7月6日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長）

・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第2版）」（令和2年9月7日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、環境省自然環境局総務課長）

- ・ 避難退域時検査済証を持たずに避難経由所へ来た避難者については、避難過程で健康確認を実施していないことが想定されることから、避難経由所にて健康確認を行うこととする。
- ・ 健康確認の対応は、『2. 一時集結所における対応』に準じて県で確保した要員で行う。
- ・ 健康確認の結果、「発熱・咳等のある者」に該当すると判断された者については、避難先の保健所等と連携し、感染症検査等の対応を行うこと。

(2) 避難所における対応【参考5】

① 受付での対応

- ・ できるだけ間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所に受付を設置するよう努めること。
- ・ マスクの着用確認及び手指消毒を行うこと。
(マスク未所持の住民等に対してはマスクを配布。)
- ・ 避難過程において分離した「発熱・咳等のある者」については、可能な限り動線を分け、専用スペース等に誘導すること。
- ・ 避難所受付において健康点検【参考6】を実施し、避難者の避難所到着時の健康状態を把握すること。

② 避難所内での対応

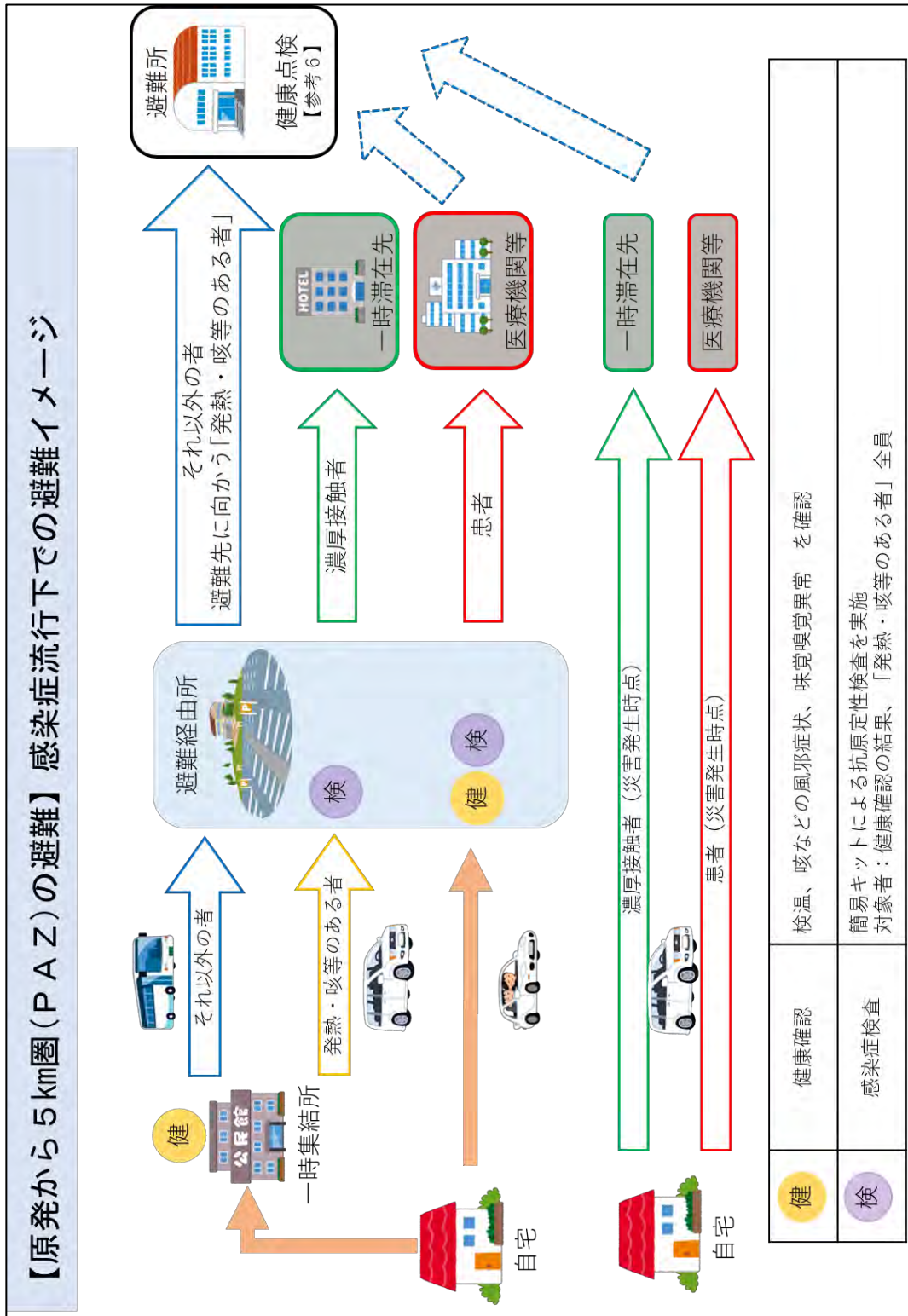
自然災害における避難先自治体の感染症対策に準じて対応すること。

(3) 受入れに関する対応

- ① 避難先市町村は、県から受入可否確認依頼を受けた後、県へ受入可否を報告する際に、開設可能とした避難所等の施設名称等に併せて感染症対策を講じた場合の収容人数を連絡するものとする。(避難先が岡山県・広島県の場合は、避難先の県を通じて連絡するものとする。)
- ② 連絡を受けた県は、避難元市とも調整の上、避難所等の設営準備を避難先市町村に要請する。(避難先が岡山県・広島県の場合は、避難先の県を通じて連絡するものとする。)
- ③ 受入れが困難な場合や、収容人数が不足する場合は、原子力発電所の状況を確認した上で、避難指示が出ていない地区の避難先市町村や鳥取県の予備的避難地域と避難受入れについて調整する。
- ④ それでも不足する場合は、国と連携しながら、災害時の広域支援に関する協定を締結している他地域の自治体等と避難受入れについて調整する。

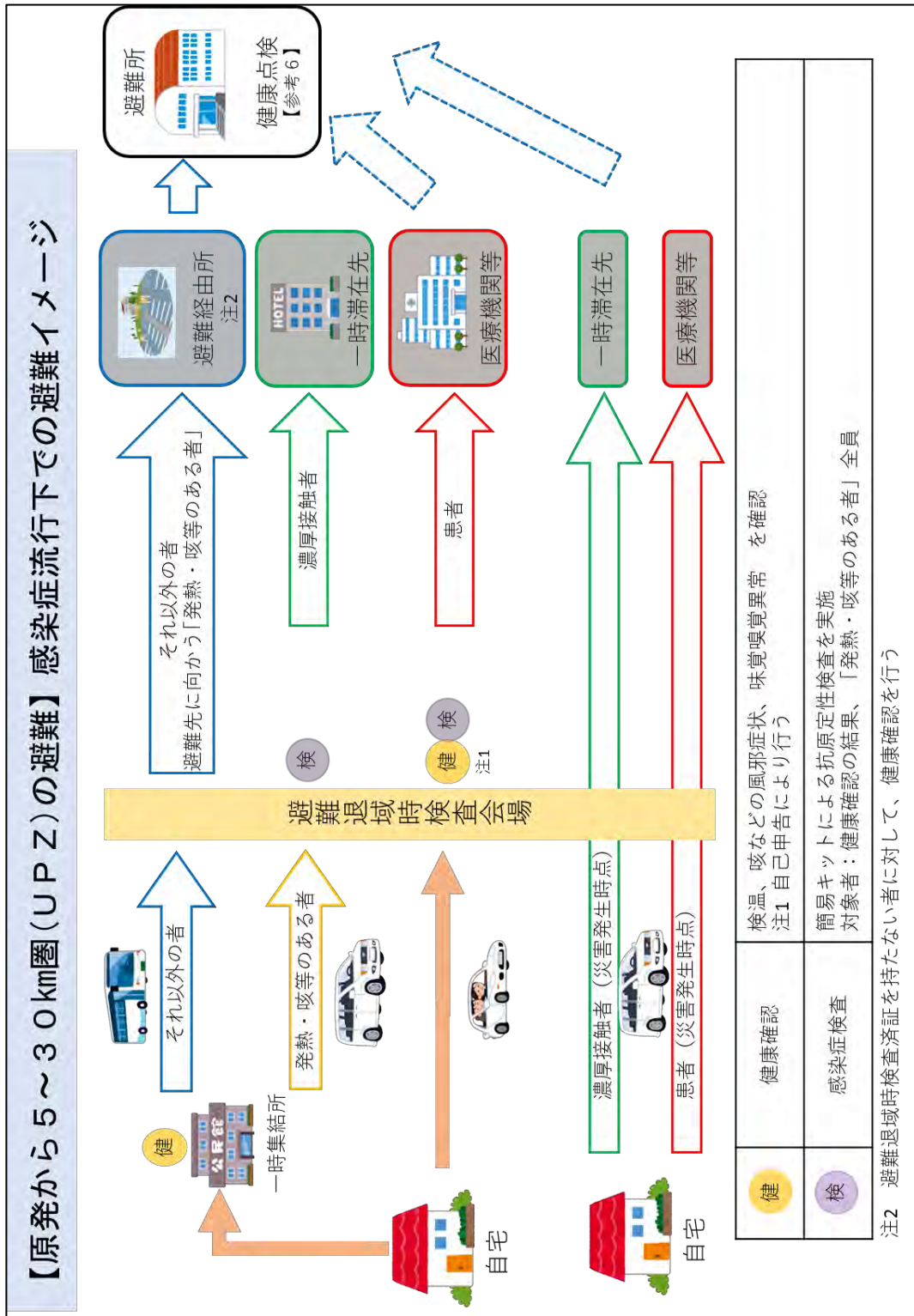
【参考1-1】

新型コロナウイルス感染症流行下での避難の流れイメージ図



【参考1-2】

新型コロナウイルス感染症流行下での避難の流れイメージ図



【参考2】

防災業務関係者の個人用防護具（例）（※4）

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）					
以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。					
	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の対応	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者等ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂・トイレの清掃	○	○		○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等））
 ※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。
 （例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）
 ※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。
 ※4 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）
 ※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。
 ※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。
 ※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。
 ※8 撥水性のあるガウンが望ましい。

一時集結所（安定ヨウ素剤の緊急配布含む）、避難車両等において、不特定多数の者と接する機会がある場合は、上図内の避難所受付時の対応に準じて装着すること。

※4 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ～自治体向け～ 第2版」（令和2年7月6日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長）